分類	no.	項目		
	以下の	「一方の施設は対象になるか?		
1 対象事業者	1	医療機関所在地は都内だが、開設者所在地が都外	法人本部が都外	保険指定を受けている医療機関であ になります。
	2	保険指定を受けていない医療機関		対象になりません。
2 補助対象事業	1	申請区分「要綱第3条(1)の事業」、「要綱第3条 (2)の事業」、「要綱第3条(3)の事業」の違いは何 か。		申請区分(1)は、既存システムの ものです。(2)は、既に基本機能 した場合の経費を補助するものです。 入を行う事業者を対象としており、 修等に係る経費が対象です。 いずれの場合も、社会保険診療報酬 の交付決定を受けた施設が対象とな
	2	社会保険診療報酬支払基金の補助金と都の補助金は何が違 うのか。		都の補助金は、社会保険診療報酬支 を受けることが可能ですが、申請先 す。 申請の順番は、以下のとおりです。 電子処方箋の運用開始→社会保険診 支払基金から交付決定通知受領→都
3 補助条件	1	補助条件とは		申請時点ですでに電子処方箋管理サ 業の内容は都のホームページで確認 診療報酬支払基金から補助金の交付
	1	申請は医療機関単位か		法人単位での申請を受け付けており
	2	Jグランツはどのように申請するのか		GビズID(gBizIDプライム)は、法ノ
4 申請			これからGビズID(gBizIDプライム)を取得 する場合	検索エンジンで「GビズID」と検索 から申請してください。(備考欄の コードがあります。) GビスID申請にあたり不明な点は、 話番号の間違いに注意してください。
			すでにGビズID(gBizIDプライム)を取得し ている場合	「Jグランツ」のトップページから、 活用・普及の促進事業」→申請フォ
			申請は医療機関単位とのことだが、同一法人 で複数の医療機関が申請する場合は、どのよ うに申請すればいいのか。	gBizIDプライムアカウントを法人理 にgBizIDメンバーアカウントを発行 ら申請をお願いします。

回答	備考
nば、開設者所在地が都外でも、都内の医療機関は対象	
收修等初期導入に係る経費(基本機能のみ)を補助する	
を導入している施設が、令和6年度以降に新機能を追加	
(3)は、令和6年度以降に、新たに電子処方箋の導	
基本機能と追加機能を同時に導入する場合のシステム改	
支払基金から電子処方箋管理サービスに関連する補助金 ります。	
ム基金の補助金の上乗せ補助となります。2つの補助金	
が異なりますので、それぞれに申請する必要がありま	
療報酬支払基金への補助金交付申請→社会保険診療報酬 へ補助金交付申請	
- ビスの整備を終えており、かつ「補助対象事業」(事	https://www.bokenirvo.metro.tokvo.lg.in/irvo/irvo.boken/denshi
してください。)に掲げる事業について、既に社会保険	svohosen html
夬定を受けていること です。	<u>Sychosonnum</u>
	*検索エンジンで、「東京都 医療機関 電子処方箋」と検索
ませんので、医療機関単位で申請をお願いします。	
、の代表者で取得してください。	
ノ、検索結果の上部に出てくるJグランツのホームページ	
JRLから申請をしてください。お知らせのハガキにQR	
	https://gbiz-id.go.jp/top/
)570-023-797(Gビズ ID運用センター*電	
)へお問い合わせください。	
「姑曲会を探す」、「医痃機問におけて電乙加士等の	
「柵助並で抹り」→「医療機関にわける电丁処力愛の 	
事長名で取得後、gBizIDプライムアカウントから各施設	
してください。発行されたgBizIDメンバーアカウントか	
-	

分類	no.	項目	
4 申請	3	Jグランツの申請画面で、「事業者基本情報」の入力方法	GビズID等の事業者情報がプレ入力さ の代わりとなり、本人確認のためにな なお、「代表者役職」について、プ (※)から代表者役職・個人事業主役 表者役職・個人事業主役職が登録さ 表者役職}と表示されてしまいます。 るようになっています。 (※)トップページの右上にあるロ し、「自社情報の確認・編集」ボタ
	4	Jグランツの申請画面で、「事業基本情報」の入力方法	事業の名称は(7桁の医療機関コート 事業」と入力してください。
			「事業開始日の決定方法」は、「交 <sup>(</sup> (公募・交付申請時)は入力不要で <sup>-</sup>
			┃ 「事業終了日」は、カレンダーから <sup>。</sup>
			「補助金に要する経費(合計)」及び を入力してください。領収書が複数な ください。
			「補助金交付申請額(合計)」は、 ・Excel表 「別記第1号様式 別紙 ・「交付申請兼実績報告」の「合調
	5	Jグランツの「交付申請兼実績報告」について	「交付要綱第3条の(1)の事業の 要綱第3条の(3)の事業の交付申 「別記第1号様式別紙2」のC列で てください。 例)別紙2のC列で、「要綱第3条 (1)の事業の交付申請及び実績報 します。
	6	要綱第3条(1)の事業を既に申請したが、要綱第3条 (2)の事業を追加で申請しようとしたものの、Jグランツ で、2回目の申請ができない。どうすればよいか。	差戻しますので、(2)の事業を追;
	7	令和5年度中に電子処方箋も導入が完了しているが、要綱 第3条(1)の事業の対象となるか。	2補助金対象事業 1を参照

回答	備考
されています。プレ入力されている内容は、印鑑証明書 必要であるため、情報の変更はできません。 レ入力されていない場合は、自社情報の確認・編集 戦を入力し登録した上で、申請を行ってください。代 れていない場合は、交付決定通知上で代表者役職が {代 事前登録された代表者役職が交付決定通知に反映され	Image: Second Secon
ゲイン中のアカウント名の右にある「▼」ボタンを押下 ンを押下します。	
<ul><li>「医療機関における電子処方箋の活用・普及の促進</li></ul>	
付決定日から開始」を選択してください。「事業開始日 す。	
令和7年3月31日を選択してください。	
び「補助対象経費(合計)は、添付する領収書の合計額 ある場合は、すべての領収書の合計額の合算を入力して	
当該補助金の申請額を入力してください。 2 」のG列の値と同じです。 計(交付申請及び実績報告額)」の値と同じです。	
交付申請及び実績報告額を入力してください」~「交付 請及び実績報告額を入力してください」は、Excel表 選択した事業と一致する事業の欄に、G列の値を入力し	
(1)の事業」を選択した場合は、「交付要綱第3条の 告額を入力してください」に、別紙2のG列の値を入力	
加した形で、再度申請し直してください。	

分類	no.	項目		備考
分類       1         4       申請	no. 8	項目 都の補助金に申請する場合に、申請区分「要綱第3条 (1)の事業」、「要綱第3条(2)の事業」、「要綱第 3条(3)の事業」のどの区分で申請を行えばよいか。	○回答          今和4年度及び令和5年度に社会保険診療報酬支払基金に対して補助金交付申請を行っ 療機関は、申請区分「要綱第3条(1)の事業」での申請となります。ただし、令和6 に、追加機能の申請を行った場合は、申請区分「要綱第3条(1)の事業」及び「要綱 条(2)の事業」で申請してください。         また、令和6年度に社会保険診療報酬支払基金に対して補助金交付申請を行った施設は 国の補助金交付申請時に選択した申請区分と同じ区分で申請してください。         なお、社会保険診療報酬支払基金から交付された補助金交付決定通知書の題目(タイト により、申請区分を確認することが可能です。         【補助金交付決定通知書の見分け方】         ○申請区分「要綱第3条(1)の事業」の場合         ・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通 割又は         ・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通 (初期導入のみ)」         ○申請区分「要綱第3条(2)の事業」の場合         ・「電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるシステム改修等に係る補助金 決定通知書」         ○申請区分「要綱第3条(3)の事業」の場合         ・「電子処方箋管理サービスの消入に必要となるシステム改修等に係る補助金         次定通知書」	備考         度         3         小         1         1書         行         1書
	9	Excel表 「別記第1号様式 別紙2」について、10桁のコー ドなら把握しているが、7桁の保険医療機関コードとは何か	(初期導入と新機能の同時導入)」 レセプトの請求の際に使用するコードになります。なお、10桁のコードは保険機関コー いい、都内の医療機関の場合は「13〇(※)+7桁の保険医療機関コード」で構成されてい す。そのため、保険機関コードの冒頭13〇を除いた番号が当該コードになります。(※ に入る数字は医療機関種別によって異なります。	
	10	Excel表 「別記第1号様式 別紙2」の入力方法について	1行につき1医療機関の情報を入力してください。区分はプルダウンから選択してくだ い。総事業費は、補助対象金額の合計額(*)を入力します。式の入ったE列、F列、G 絶対に触らないでください。	は *社会保険診療報酬支払基金に提出した領収書内訳書(ベンダー作 成)の補助対象金額の合計
	11	消費税仕入控除税額報告は必要か。	<ul> <li>・補助金を受け取り、決算後、消費税及び地方消費税の確定申告を所轄税務署に行ったち、令和7年12月末までにJグランツから必要な書類を提出してください。</li> <li>・この補助金の交付を受けたすべての事業者で必要になります。返還額が0円でも必須す。</li> <li>・消費税及び地方消費税の納税義務がなく、確定申告を行う必要がない事業者は、補助受け取ったのち、速やかにJグランツから報告してください。</li> </ul>	補助金の受入は、消費税法上課税対象ではないが、補助事業の対象 経費について仕入税額控除した場合、当該仕入控除税額を返還する 必要がある。
	12	補助金は、予算を上回る申請があった場合でも、申請した すべての医療機関に支払われるのか。	申請内容が適正と認められた申請額の合計が都の予算額を上回った場合は、予算の範囲 支給額を調整することがあります。	17
	13	医科、歯科併設の場合、オンライン資格確認導入時と同様 に、医科、歯科それぞれで補助金の申請を行わなくてはい けないか。	医科、歯科それぞれにご対応いただく必要があります。	
	14	医科・歯科の2つの医療機関コード持つ医療機関(医科・ 歯科併設医療機関)が共通でネットワーク等の改修を行っ た場合は、医科と歯科の費用をどのように分けて補助金の 交付申請をすればよいか。	社会保険診療報酬支払基金への申請と同様に、医療機関における実情に応じ按分して申 てください。また、按分方法と按分額等が確認できる資料を併せて提出してください。 お、申請書の事業費には、それぞれ按分した額を記載してください。	
	15	社会保険診療報酬支払基金の補助金へ申請したが、申請状 況を確認したい。	医療機関等向け総合ポータルサイト(https://iryohokenjyoho.service- now.com/csm?id=ep_top)よりご確認いただけます。 医療機関等向け総合ポータルサイトにログインし、画面上部のマイリストをクリックし 申請を選択すると「申請一覧」が表示されます。 補助金申請を行っている場合、「EPCS」から始まる番号をクリックしていただくと申詞 況がご確認いただけます。	、 犬

分類	no.	項目	
	16	都の補助金の申請に必要な、社会保険診療報酬支払基金の 交付決定通知書はどこから確認、ダウンロードできるか。	医療機関等向け総合ポータルサイト いて>ログイン>交付決定通知書ダ す。 また、交付決定通知を交付した旨を で、メール記載のリンク先へ接続い
	17	医療機関の名称や法人に変更があるが、手続きはどのよう にしたらよいか。	到達いただぎ、タワンロートするこ 必要な手続きについては、GビズIDの https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.ht なお、GビズIDの変更手続きは、完 内に変更の予定がある場合は、変更 ます。
	18	申請期限を延長する予定はないか。	都の補助金の財源は、厚生労働省が 活用・普及の促進事業)」であり、 る予定はありません。
	19	補助金が支払われるのはいつごろか。	令和7年3月末を予定しています。
4 申請	20	社会保険診療報酬支払基金の補助金は、令和7年度3月3 1日までに電子処方箋管理サービスの導入を完了したうえ で、令和7年9月30日までに申請を行えばよいが、都の 補助金申請は、なぜ、令和6年12月27日までなのか。	都の補助金は、厚生労働省が実施す 普及の促進事業)」であり、令和6 すべての支払いを令和6年度中に実 考慮して申請期限を設定しております
	21	社会保険診療報酬支払基金に対して、電子処方箋管理サー ビスに関する補助金の申請をしているが、交付決定されな い。都の補助金申請期限に間に合わないが、添付書類が用 意できない状態で、都の補助金申請をしてもよいか。	都の補助金の交付要件として社会保 補助金の交付決定を受けた施設であ いない場合は、社会保険診療報酬支 いため、補助金の交付要件を満たし
5 算定方法	1	算定はどのようにするのか。	社会保険診療報酬支払基金で補助金 場合は1/6、診療所の場合は1/4を補
6 その他	1	どこの会社のシステムが補助金の対象か。	社会保険診療報酬支払基金で交付決

回答	備考
> 電子処方箋管理サービス > 電子処方箋の各種申請につ	
ウンロードから、確認、ダウンロードすることが可能で	
記載したメールが、申請した医療機関へ送信されますの	
ただくことで、交付決定通知が格納されているページに	
とが可能です。	
つよくある質問4-4を参照してください。	
ml	基金の決定通知書と異なる場合は、個々に対応するので都へ問合せ
了まで時間を要する場合があります。もし都の申請期限	$\tau < t > 0.$
<b>後に亅グランツから交付申請いただくようお願いいたし</b>	
実施する「医療提供体制推進事業補助金(電子処方箋の	
令和6年度の単年度事業であるため、申請期限を延長す	
る「医療提供体制推進事業補助金(電子処方箋の活用・	
<b>年度の単年度事業であるため、委託業者への支払いなど</b>	
施する必要があるため、それらの手続きに要する期間を	
~ ~	
余診療報酬支払基金の電子処方箋管理サービスに関する	
る必要があり、都への申請期限内に、添付書類が揃って	
込基金の交付決定を受けた施設であることが確認できな	
ていないものとして都の補助金はお支払いできません。	
のなけを受けた、補助対象の総東業費について、病院の	
ッズIIIで又りた、11H町2月家の松争未見について、14所の 助します ただし ト限があります	
コイカナナのが計画です	
上されにものか対家です。	